

審議会委員ご意見等一覧表②【第2回審議会（令和3年1月29日開催）後分】

資料2

番号	ページ	ご意見、質問等	対応案等 ※網掛けは、「東広島市地域強靱化計画」の案を修正するもの
1	—	内水氾濫により家屋が孤立した場合の被災者への救援物資を届けるため、アクセスの確保等の記載をするべきではないか。	災害により被災者が孤立した場合は、消防局、警察関係者が直接救出にあたることとなりますが、場合によっては、県及び広島市にヘリコプターの派遣要請を行うことや自衛隊に災害派遣要請を行うことを想定しております。 本計画においては、P39リスクシナリオ2-2「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」の「災害対応力の強化」において、「災害時の道路啓開体制の確保」及び「ヘリコプターによる輸送体制の整備」で記載しております。
2	—	災害対策基本法第7条第3項に「住民等の責務」として、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、 ①食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずること ②防災訓練その他の自発的な防災活動への参加 ③過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない と規定されている。これらの内容を計画に記載するべきではないか。	①については、P38の「市民による備蓄の促進」に記載のとおり、家庭内備蓄の重要性について、出前講座や防災訓練、広報紙等で周知を行い、家庭内備蓄の促進を図ります。 ②については、P27の「災害リスクの周知」において、「市民の防災意識の高揚及び危機管理意識の向上に努める。」こととしており、こうした取組みの中で啓発に努めてまいります。 ③については、市としては、平成30年7月豪雨災害の検証報告書及び災害記録誌を作成し、記録として残した上で市のHP上で公開し、平成30年7月豪雨災害から得られた教訓等を継承してまいりたいと考えておりますが、地域や家族においても、継承していただけるよう、啓発に努めてまいります。